

令和7年度 私立高等学校等の奨学給付金事業のお知らせ

岐阜県 子ども・女性部 私学振興課

岐阜県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象として、高等学校等奨学給付金を支給します。(返済不要)

本事業は、高校生等の保護者等が岐阜県に住所を有することを要件としているため、保護者等の住所が県外にある場合は、該当の都道府県にお問い合わせください。

1. 制度の概要

(1) 支給要件

令和7年7月1日現在、次の要件をすべて満たす場合に、奨学給付金の支給を受けることができます。

○家計急変事由(自己都合によるものは除く)が発生し、次の1～3いずれかに該当することとなった場合

- 1 非課税相当であると認められる世帯(下記の年収見込額未達の世帯)
- 2 所得割額の合算額が105,500円未満相当であると認められる世帯(専攻科のみ)
- 3 所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満相当かつ扶養する子が3人以上いると認められる世帯(専攻科のみ)

非課税相当世帯の例

※上記2、3の世帯の年収見込みや、以下の例に該当しない場合は、ご相談ください。

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込み額	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満
世帯構成	6人世帯	7人世帯	8人世帯
年収見込み額	3,704,000円未満	4,140,000円未満	4,576,000円未満

○保護者等が岐阜県内に在住していること。

○生徒が就学支援金(学び直し支援金、専攻科支援金を含む)事業対象である私立学校に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

○同一費目に対する他の措置費を受給していないこと。

※児童養護施設等に入所している方、及び里親に養育されている方で、給付金と同じ費目に対して措置費が支給されている場合は、奨学給付金は支給されません。

(2) 支給額(私立高等学校等に在学する生徒1人当たり)

①非課税(相当)世帯(保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円相当の世帯)

152,000円/年(通信制・専攻科以外)

52,100円/年(通信制・専攻科)

②生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満(相当)である世帯(①に該当する世帯を除く。)

10,420円/年(専攻科)

③生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満(相当)かつ扶養する子が3人以上いる世帯

10,420円/年(専攻科)

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制

服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、上記の金額に次の金額を加算することができる。

81,000円/年（通信制以外・通信制）

※7月2日以降に家計急変により①から③に相当することとなった世帯及び子の出生等により③に該当することとなった世帯の支給額は、家計急変等の発生した月の翌月以降の月数に応じて算定しますので、上記の金額とは異なります。

(3) その他留意事項

- ・通常用で申請した方は、家計急変用では申請できません。（二重受給はできません。）
- ・2校以上の高等学校等に在学する場合には、生徒の選択により、どちらか1つの学校を選択する必要がありますので学校に相談してください。（二重受給はできません。）
- ・支給対象は、7月1日（基準日）に在学している方です。6月末までに退学・転学した場合は、支給されません。
- ・偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、給付金の返還を命じることがあります。

2. 申請手続き等

(1) 提出書類 申請書のほか、世帯区分に対応した書類を提出してください。

【県外校の場合】

世帯区分	保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が0円(相当)の世帯		所得割合計105,500円未満(相当)世帯	所得割合計264,500円未満(相当)で扶養する子が3人以上の世帯
	通信制・専攻科	通信制・専攻科以外	専攻科	専攻科
支給額	52,100円	152,000円	10,420円	10,420円
① 申請書	○	○	○	○
② 家計急変の事由を証明する書類	○	○	○	○
③ 家計急変前の収入を証明する書類	○	○	○	○
④ 家計急変後の収入を証明する書類	○	○	○	○
⑤ 家計急変状況確認書	○	○	○	○
⑥ 扶養親族の人数・年齢を確認できる書類	○	○	○	○
⑦ 在学証明書	○	○	○	○
⑧ 個人対象要件証明書	○		○	○
⑨ 扶養親族申告書	※専攻科のみ			○
⑩ 銀行通帳の写し(昨年度申請をしており、昨年度と同じ口座を希望する場合は不要)	○	○	○	○

②家計急変の事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等

③家計急変前の収入を証明する書類

令和7年度の（所得）課税証明書・非課税証明書・特別徴収税額の決定・変更通知書、住民税の納税通知書 ※個人番号カードの写し等は提出しないでください。

④家計急変後の収入を証明する書類

会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

⑥扶養親族の人数・年齢を確認できる書類

扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

(県外私立学校生徒用)

上記書類で支給要件が確認できない場合、追加で書類を提出いただく場合があります。

⑦在学証明書

令和7年7月1日現在の在籍状況等、様式3の内容が確認できれば学校独自の様式でも構いません。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、「制服が災害等により喪失・毀損したことが確認できる罹災証明書等」及び「高校生等が通う高等学校等による証明書」を提出してください。

(2) 申請書提出先及び受付期間

提出期限：令和7年9月30日(火) ※消印有効

※期限後は随時ご提出ください。(令和8年2月27日(金)まで受付)

- 申請書類は郵送により下記問い合わせ先に提出してください。
- 封筒は、角2号封筒(A4用紙が折りたたまずに入るサイズ)を利用してください。
- 郵便料金は140円もしくは180円(添付資料が5枚以上になる場合など)です。郵便事故が心配な方は、特定記録(郵便料金+160円程度)や簡易書留(普通郵便料金+350円程度)による郵便をご活用ください。(郵便局において到着までの追跡が可能です。)

(3) 支給決定通知書の送付及び給付金の支給

- 申請後、支給(不支給)決定通知書が送付されます。
- 給付金は、支給決定通知後、申請者の銀行口座に振り込まれます。(支給決定通知後、1か月程度)

【奨学給付金制度に関するお問い合わせ】

岐阜県庁 子ども・女性部 私学振興課 私学助成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8249(直通) ファックス：058-278-2612

【岐阜県外にお住まいの方は岐阜県の事業対象になりません】

下記にウェブページに記載の該当都道府県にお問い合わせください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm